

新・下野市風土記

プロローグ



下野市教育委員会
文化課



下野薬師寺復元回廊

今回から紙面をお借りして市内の歴史や文化財について、ご紹介したいと思います。連載にあたり、タイトルとテーマを設定させていただきました。

まず、タイトルですが、表題にあるように「風土記」という用語を用いました。昭和六十一年の開館以来、「県立しもつけ風土記の丘資料館」には、多くの見学者が訪れてくださっています。下野市民にとって「風土記」という言葉は、耳慣れた単語かもしれません。今回、正確な意味を再確認したいと思います。

「風土記」とは、七一三年（和銅六・元明天皇の時代）、国ごとに編さんされた地誌（郷土のレポート）で、地名の起源・由来、産物、土地の肥沃状況、古老の伝承などを国庁（国府）で取りまとめ、平城京（宮）の太政官に報告した資料です。当時の六十余国のうち、現在は写本として五つが残っていますが、完本は出雲（島根県）国のみで、残り四か

国、常陸（茨城県）・播磨（兵庫県）・豊後（大分県）・肥前（長崎と佐賀県の一部）のものは、脱落や省略があります。

では、何のために「風土記」を編さんしたのでしょうか？この頃、全国を徐々に統一していた朝廷は、律令制を整備し、国内で同じ法律に則った政策を進めるため、各国の内情を知る必要がありました。そのため唐（中国）に倣い風土記を編さんし、地方統治の指針とした訳です。

今回の連載は、この表題に倣って市の名称となる「下野・下毛野」、市の歴史・伝承や市に縁のある歴史的人物などもご紹介したいと考えています。

ちなみに、この「律令制」の整備に関わったのが、当市を含む河内郡を本貫地とした下毛野朝臣古麻呂です。古麻呂や下毛野氏については、今後の連載の中で解説させていただきます。

用語解説

太政官…

律令政治において、中央・地方の全役所を統括する政治の中枢機関。このほか祭祀を行う神祇官があり、「二官八省一台五衛府」（日本古代律令制の官庁組織）がある。

当時の国の数…

その数は六十八とされるが、六十六といわれることもあった（この場合、対馬・壱岐が「嶋」として除外）。